

H30.6.27

地方公務員における「社会貢献型副業」について

運用の現状

○県においては、規則（※）により、営利企業等の従事についての許可基準を次のとおり示しています。

- 職務の遂行に支障がないこと
- その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- 法の精神に反しないこと

※営利企業等の従事制限に関する規則（人事委員会規則8-3）第2条

○この基準に照らした上で、任命権者の許可を得て営利企業の従事（いわゆる「副業」）を行うことは現行の制度においても可能となっています。

○なお、過去3年間の許可者の実績は、年間3名程度となっています。

※3年間平均で約2.3名

○地方公務員法

(営利企業への従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第1項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

○営利企業等の従事制限に関する規則（徳島県人事委員会規則八一三）

(この規則の目的)

第一条 この規則は、法第38条の規定に基き、営利企業等の従事制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の基準)

第二条 任命権者は、営利企業の役員、顧問、相談役その他これに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することについては、次に掲げる場合に限り許可することができる。

一 職務の遂行に支障がないこと

二 その職員の職との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと

三 法の精神に反しないこと

(許可の取消)

第三条 任命権者は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により、前条に定める許可の基準に該当しなくなつたとき、又はそのおそれがあると認められるに至つたときは、すみやかに許可を取消さなければならない。

(許可の申請)

第四条 職員は、この規則の規定による許可を受けようとするときは、営利企業等の従事許可申請書(別紙様式)を、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。

◎ 兼業、運用面で環境整備＝国家公務員、公益活動促進—政府

18/06/18 07:30 KP002

政府は、条件付きで認めている国家公務員の兼業について、多様な働き方を後押しする観点から、運用面の環境整備を進める。事実上兼業はほとんど認められてこなかったが、NPO法人など公益性の高い仕事の場合、職員自身のスキルアップにつながると判断。希望者の妨げにならないよう各府省で許可を得る手続きなどの改善を検討していく方針だ。

国家公務員の兼業をめぐるっては、営利・非営利に限らず経営上の責任者になることが禁止されている。兼業を行う場合、幹部であれば所属する省庁の大臣と首相の許可、一般職員は大臣の許可が必要。許可の基準は、▽利害関係がないか▽職務遂行に支障がないか—などで、これらをクリアすれば兼業が認められる。

しかし、兼業の実例が少ないのが現状。許可が必要になるという点で、当事者の公務員を含めて世間一般に「公務員の兼業は原則禁止」といった認識が浸透している。

こうした中、政府が閣議決定した新たな成長戦略は「公益的活動などを行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める」と明記。この方針に沿い、現行制度でも兼業が可能ということを知らしめるため、兼業をめぐる法令、これまでに出した通知などを体系的にまとめ、少なくとも年度内には周知する。

兼業の種類としては、幹部らが大学で土日に週1回講義を受け持つケースなどが多い。ただ、公務員の専門的知見を活用できるといったプラス面を考慮し、公益的活動に従事する兼業を広く促していく考え。政府によると、各府省で許可基準が異なる面があり、その基準の統一や見直しなども検討していく。（了）

（2018年6月18日／官庁速報）

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JIJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.